



金沢市公報

号外第31号

平成21年(2009年)10月30日
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
発行所 金沢市役所
(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規 則		○平成18年告示第91号(照明環境形成地域の指定及び照明環境形成地域の照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成区域の夜間景観形成基準を定めたことについて)の一部改正について(景観政策課)	3
○町名の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則(市民参画課)	1	●教育委員会告示	
○金沢市消防団規則の一部を改正する規則(消防総務課)	1	○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について(教育総務課)	4
●告 示		○昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部改正について()	4
○平成7年告示第51号(こまちなみ保存区域及びこまちなみ保存基準を定めたことについて)の一部改正について(歴史都市推進室)	2	●選挙管理委員会告示	
○平成8年告示第40号(こまちなみ保存建造物の登録について)の一部改正について()	2	○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について(選挙管理委員会)	4
○住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたことについて(2件)(市民参画課)	2	○平成19年選挙管理委員会告示第111号(金沢市農業委員会委員選挙投票区について)の一部改正について()	4
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について(福祉総務課)	3	●公営企業管理規程	
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について(食肉衛生検査所)	3	○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程(企業総務課)	4

規 則

町名の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第72号

町名の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

町名の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成21年条例第3号)の施行期日は、平成21年11月1日とする。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第73号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第二消防団の表浅野川分団の項中「7番までを除く。」を「7番までを除く。」 下新町」に改

め、同表松ヶ枝分団の項中「武蔵町」を「武蔵町 上堤町」に改める。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第243号

平成7年告示第51号（こまちなみ保存区域及びこまちなみ保存基準を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

こまちなみ保存区域の名称及び位置の表2の項中「尾張町2丁目の一部」を「尾張町2丁目及び下新町の各一部」に改める。

●金沢市告示第244号

平成8年告示第40号（こまちなみ保存建造物の登録について）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

表6の項中

金沢市尾張町2丁目16番71号	金沢市尾張町2丁目16番71号 金丸 欣之助
-----------------	---------------------------

を

「

金沢市下新町6番20号	金沢市下新町6番20号 金丸 欣之助
-------------	-----------------------

に改める。」

●金沢市告示第245号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
下新町	尾張町2丁目	144～161、162の1、162の2、163～171、174～183、190、191、227の1～227の4、270～292、295、296の1、296の2、297、298、303～310、311の1～311の5、696～698

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

平成21年11月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別冊「下新町住居表示整備事業旧新・新旧対照表」（登載省略）のとおり

●金沢市告示第246号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
上堤町	高岡町	83、84、85の1、85の2、86、87、87の2、88、88の2、89、89の2、90、90の2、91の1～91の5、92の1～92の3、93の1～93の5、94の1～94の3、95の2、96の2、97の2、98の2～98の4、99の1～99の3、101の1～101の4、106、107、144の1～144の3、145の1～145の3、146、147の1、147の2、148、148の2、149の1～149の3、150の1～150の3、151の1～151の3、152の1～152の3、153の1～153の3、154の1～154の3、155の1～155の3、156の1～156の5、157の1～157の4
	尾山町	111～113、113の2、114、116の1、116の2、117～131、133、134、134の2、135、136、141の1、148～155

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

平成21年11月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別冊「上堤町住居表示整備事業旧新・新旧対照表」（掲載省略）のとおり

●金沢市告示第247号

平成8年告示第54号（民生委員協議会を組織する区域について）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

表味噌蔵地区の項中「及び田井町」を「、田井町及び下新町」に改め、同表松ヶ枝地区の項中「下松原町」の次に「、上堤町」を加える。

●金沢市告示第248号

平成13年告示第59号（金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

指定区域中「上柿木畠」を「上柿木畠 上堤町」に、「下柿木畠」を「下柿木畠 下新町」に改める。

●金沢市告示第249号

平成18年告示第91号（照明環境形成地域の指定及び照明環境形成地域の照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成区域の夜間景観形成基準を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金沢市長 山 出 保

照明環境形成地域の名称及び位置の表3の項中「三社町」の次に「、下新町」を加え、同表7の項中「上近江町」

の次に「上堤町」を、「柿木畠」の次に「下新町」を加える。

夜間景観形成区域の名称及び位置の表2の項中「上近江町」の次に「上堤町」を、「三社町」の次に「下新町」加え、同表3の項中「上近江町」の次に「上堤町」を、「里見町」の次に「下新町」を加える。

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表弥生小学校の項中「3番47号」を「3番48号」に改め、同表新豎町小学校の項中「15番5号」を「～15番5号」に改め、同表材木町小学校の項中「14番1号、14番2号」を削り、「14番23号に限る。）」の次に「下新町（4番に限る。）」を加え、同表味噌蔵町小学校の項中「13番6号」を「13番1号」に改め、「14番3号～14番7号」を削り、「16番58号」を「16番84号」に改め、「16番89号に限る。）」の次に「下新町（4番を除く。）」を加え、同表中央小学校の項中「武蔵町」の次に「上堤町」を加える。

●金沢市教育委員会告示第8号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区域）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表小將町中学校の項中「17番40号」の次に「上堤町」を加え、「4番38号」を「4番39号」に改める。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第47号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第14投票区の項中「38号までを除く。）」の次に「下新町」を加え、同表第17投票区の項中「下松原町」の次に「上堤町」を加える。

●金沢市選挙管理委員会告示第48号

平成19年選挙管理委員会告示第111号（金沢市農業委員会委員選挙投票区について）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から効力を有するものとします。

平成21年10月30日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第2選挙区の部第6投票区の項中「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 下新町」に改め、同部第13投票区の項中「下松原町」を「下松原町 上堤町」に改める。

公営企業管理規程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年10月30日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「武蔵町」を「武蔵町 上堤町」に、「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 下新町」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「武蔵町」を「武蔵町 上堤町」に、「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 下新町」に改める。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

平成21年(2009年)10月30日 印刷
平成21年(2009年)10月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)